

# 様式 1 公表されるべき事項

## 国立大学法人東京海洋大学の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬の業績の反映のさせ方については、役員報酬規則第8条第5項に基づき、期末特別手当の額を100分の10の範囲内で増額・減額できることとしているが、特に考慮すべき事項がなかったため、役員報酬に対して業績の反映は行わなかった。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 { 経済社会情勢及び国家公務員の給与改定等に鑑み、地域手当支給率について平成22年4月から100分の17を100分の18に改定した。平成22年12月から役員基本給を0.2%引き下げた。

理事 { 経済社会情勢及び国家公務員の給与改定等に鑑み、地域手当支給率について平成22年4月から100分の17を100分の18に改定した。平成22年12月から役員基本給を0.2%引き下げた。

理事(非常勤) { 経済社会情勢及び国家公務員の給与改定等を考慮し、特に改定は行わなかった。

監事 { 経済社会情勢及び国家公務員の給与改定等を考慮し、特に改定は行わなかった。

監事(非常勤) { 経済社会情勢及び国家公務員の給与改定等を考慮し、特に改定は行わなかった。

#### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 19,198	千円 14,023	千円 4,948	千円 227 (通勤)			
A理事	千円 16,175	千円 11,885	千円 4,193	千円 97 (通勤)			
B理事	千円 16,169	千円 11,928	千円 4,193	千円 48 (通勤)			
C理事	千円 16,350	千円 11,885	千円 4,193	千円 272 (通勤)			
D理事 (非常勤)	千円 2,280	千円 2,280	千円	千円 ( )			
A監事 (非常勤)	千円 1,824	千円 1,824	千円	千円 ( )			
B監事 (非常勤)	千円 1,824	千円 1,824	千円	千円 ( )			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長						
理事A						
理事B						
理事C						
理事A (非常勤)						
監事A						
監事B (非常勤)						

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、本学にて決定された当初予算の範囲内で運用。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与水準を社会一般の情勢に適合したものとするため、人事院勧告等を勘案し、決定している。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学が独自に定めた個人評価の結果を基礎資料とし、職員の成績等に応じて現に受けている給与の昇給、昇格、降格及び賞与時期（6月、12月）における勤勉手当の支給割合の増減を行っている。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれの在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれの支給割合を決定する。（国家公務員の給与制度に準拠）
昇給	1月1日を基準日とし1年以内の期間を良好な成績で勤務したものに對して昇給を行うことができるとし、その号給数は勤務成績に応じて決定する。（国家公務員の給与制度に準拠）
昇格・降格	昇格：特に勤務成績が優秀で、かつ本学が定める必要経験年数を有している者は、上位の職務の級に決定することができる。（国家公務員の給与制度に準拠） 降格：勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。（国家公務員の給与制度に準拠）

#### ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与法改正に準拠し、

（平成22年4月1日）

- ・地域手当1%（17%→18%）引上げ
- ・超過勤務（法定休日労働は含まない。）のうち、月60時間を超える時間にかかる超過勤務手当の支給割合を100分の150に引き上げ。

（平成22年12月1日）

- ・中高年齢層（40歳台以上）が受けると想定する基本給月額に限定して平均0.1%の引き下げ
- ・現給保障額の0.41%の引き下げ
- ・期末勤勉手当の支給割合の引き下げ 年4.15月分→3.95月分
- ・55歳を超える職員（一般職員基本給表(一)5級以下の職員及びこれに相当する級の職員並びに役員を除く。）について、支給額を一定率（1.5%）減額する。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	人 392	歳 47.1	千円 7,782	千円 5,610	千円 114	千円 2,172
事務・技術	人 117	歳 42.6	千円 5,795	千円 4,260	千円 124	千円 1,535
教育職種 (大学教員)	人 212	歳 50.0	千円 9,168	千円 6,538	千円 139	千円 2,630
海事職種	人 24	歳 45.5	千円 7,767	千円 5,671	千円 7	千円 2,096
海技職種	人 35	歳 44.8	千円 6,133	千円 4,536	千円 7	千円 1,597
教育職種 (外国人教師等)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (看護師)	人 3	歳 49.5	千円 5,936	千円 4,280	千円 43	千円 1,656

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 3	歳 36.8	千円 3,746	千円 2,889	千円 156	千円 857
事務・技術	人 3	歳 36.8	千円 3,746	千円 2,889	千円 156	千円 857

再任用職員	人 4	歳 62.0	千円 4,031	千円 3,410	千円 219	千円 621
事務・技術	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
海技職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 10	歳 43.6	千円 4,718	千円 3,439	千円 151	千円 1,279
事務・技術	人 7	歳 38.1	千円 3,635	千円 2,712	千円 162	千円 923
教育職種 (大学教員)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注：医療職種（病院医師）及び医療職種（病院看護師）については該当者なしのため省略

注：常勤職員の教育職種（外国人教師等）及び再任用職員、非常勤職員の教育職種（大学教員）、技能・労務職種については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

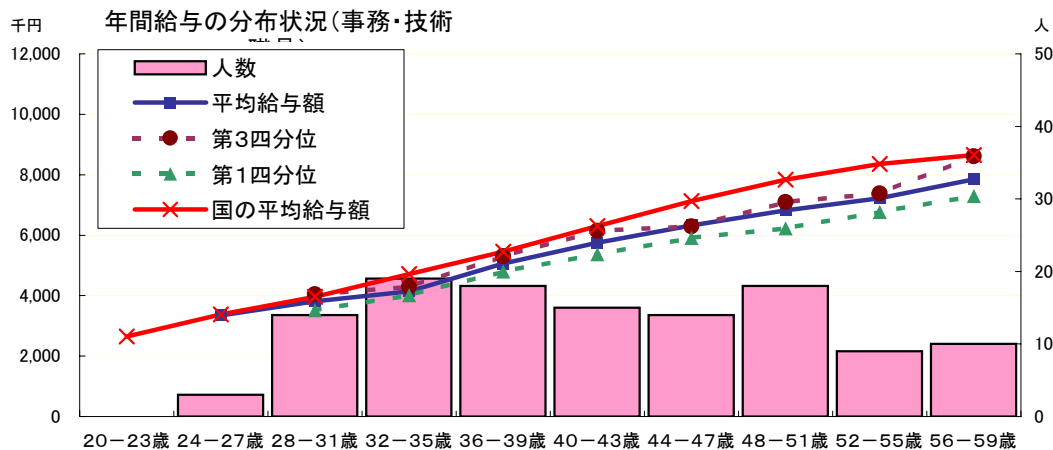
注：「技能・労務職種」とは、自動車運転手、守衛を示す。

注：「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、航海士、機関士の業務を行う職種を示す。

注：「海技職種」とは、船舶等の乗組員の業務を行う職種を示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。



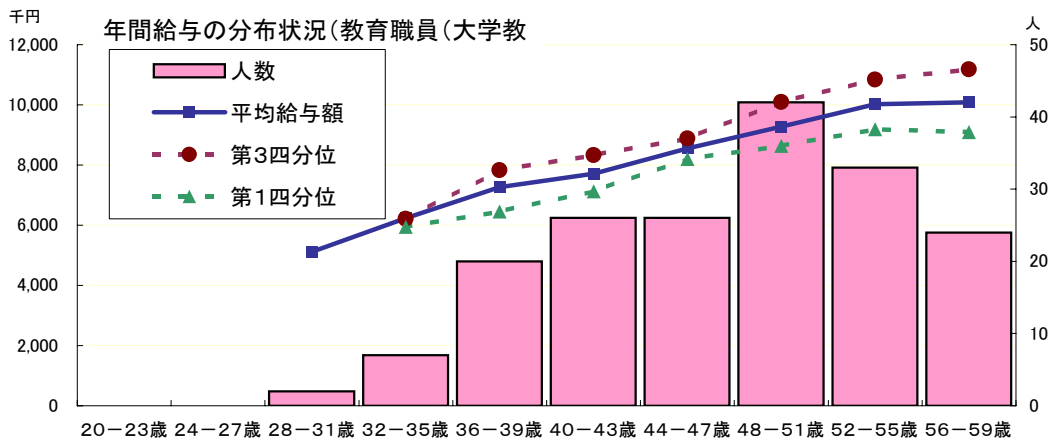
20-23歳 24-27歳 28-31歳 32-35歳 36-39歳 40-43歳 44-47歳 48-51歳 52-55歳 56-59歳

注：年齢24-27歳の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
部長	1						
課長	10	52.6	7,662	8,305	8,867		
課長補佐	12	53.6	6,802	7,094	7,280		
係長	51	45.7	5,577	6,043	6,292		
主任	11	36.1	4,106	4,424	4,711		
係員	35	32.7	3,597	3,976	4,236		

注：部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年齢、年間給与の平均額、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



20-23歳 24-27歳 28-31歳 32-35歳 36-39歳 40-43歳 44-47歳 48-51歳 52-55歳 56-59歳

注：年齢28-31歳の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
教授	87	55.7	10,007	10,740	11,505		
准教授	80	45.9	8,088	8,453	8,849		
講師	1						
助教(2級助手を含む)	43	46.9	6,270	6,764	7,234		
助手	1						

注：講師、助手の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年齢、年間給与の平均額、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員 常勤職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 専門職員	課長補佐 係長	課長 課長補佐
人員 (割合)	117 人	5 人 (4.3%)	36 人 (30.8%)	49 人 (41.9%)	13 人 (11.1%)	8 人 (6.8%)
年齢(最高 ～最低)		29～26 歳	43～28 歳	56～36 歳	59～49 歳	59～39 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,543～ 2,358 千円	4,022～ 2,525 千円	5,197～ 3,514 千円	5,440～ 4,770 千円	6,291～ 5,120 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,441～ 3,302 千円	5,373～ 3,458 千円	7,010～ 4,803 千円	7,516～ 6,755 千円	8,446～ 6,895 千円

区分	計	6級	7級	8級
標準的な職位		課長	部長	事務局長
人員 (割合)		5 人 (4.3%)	1 人 (0.9%)	0 人 (0.0%)
年齢(最高 ～最低)		59～47 歳		
所定内給 与年額(最高 ～最低)		6,703～ 6,283 千円		～ 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		9,197～ 8,610 千円	～ 千円	～ 千円

注：7・8級における該当者が1人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(事務・技術職員 任期付職員)

区分	計	1級
標準的な職位		一般職員
人員 (割合)	3 人	3 人 (100.0%)
年齢(最高 ～最低)		36.8 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,784～ 2,630 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,639～ 3,515 千円

## (教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	212	1 (0.5%)	43 (20.3%)	1 (0.5%)	80 (37.7%)	87 (41.0%)
年齢(最高 ～最低)			62～31		61～35	64～46
所定内給 与年額(最 高～最低)			5,693～ 3,864		7,043～ 4,581	9,529～ 6,385
年間給与 額(最高～ 最低)			7,936～ 5,486		9,937～ 6,462	13,521～ 9,049

注：1・3級における該当者が1人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢（最高～最低）」以下の事項について記載していない。

## ④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

## (事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.3	% 67.3	% 65.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.7	% 32.7	% 34.7
	最高～最低	% 41.1～33.8	% 36.0～30.9	% 37.1～32.3
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.4	% 66.7	% 65.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.6	% 33.3	% 34.9
	最高～最低	% 41.9～33.2	% 38.9～30.5	% 39.5～31.9

## (教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 62.0	% 64.5	% 63.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.0	% 35.5	% 36.7
	最高～最低	% 49.6～34.5	% 46.2～31.6	% 46.0～33.0
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.8	% 66.8	% 65.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.2	% 33.2	% 34.6
	最高～最低	% 40.5～33.7	% 37.5～30.6	% 38.7～32.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

89.8

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

103.3

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

102.3

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 89.8
	参考
	地域勘案 78.4
	学歴勘案 88.7
	地域・学歴勘案 78.0
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考えます。
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 68.6% (国からの財政支出額 5,976,000,000円、 支出予算の総額 8,630,000,000円：平成22年度予算)
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合が50%を超えているところであるが、国家公務員に準拠した給与制度のもと、対公務員指数が100を下回っており現行の給与水準は適正であると思われる。
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成21年度決算)
	【検証結果】
講ずる措置	

○教育職員(大学教員)

対国家公務員との給与水準の比較指標

98.7

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

○比較対象職員の状況

事務・技術職員

①表(職種別支給状況)の常勤職員 117人 及び任期付職員①表(同)の常勤職員 3人  
計 120人

120人の平均年齢 42.4歳 平均年間給与額 5,744千円



### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	3,818,616	3,882,618	△ 64,002	(△1.6)	-	(-)
退職手当支給額 (B)	398,438	432,566	△ 34,128	(△7.9)	-	(-)
非常勤役職員等給与 (C)	488,596	502,441	△ 13,845	(△2.8)	-	(-)
福利厚生費 (D)	507,242	483,343	23,899	(4.9)	-	(-)
最広義人件費 (A+B+C+D)	5,212,892	5,300,968	△ 88,076	(△1.7)	-	(-)

※附属明細書「役員及び職員の給与明細」には、本表の非常勤役職員等給与に計上されている派遣職員分20,163,833円及び受託研究費及び受託事業費分の90,052,910円は含まれない。

※附属明細書「役員及び職員の給与明細」にて、退職金相当額を運営費交付金で措置する必要のない常勤教職員分については、本表の非常勤役職員等給与に計上している。

#### 総人件費について参考となる事項

- ① 総人件費のうち、「給与、報酬等支給総額」の減△1.6については、採用抑制等による成果の表れである。また、「福利厚生費」の増については、法定福利費の率の増加によるものである。
- ② 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

#### 【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。

#### 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	4,325,482	3,970,703	3,933,641	3,910,644	3,882,618	3,818,616
人件費削減率 (%)		△ 8.2	△ 9.1	△ 9.6	△ 10.2	△ 11.7
人件費削減率(補正值) (%)		△ 8.2	△ 9.8	△ 10.3	△ 8.5	△ 8.5

※ 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率(平成18年 0%,平成19年 0.7%,平成20年 0%,平成21年 △2.4%,平成22年 △1.5%)

※ 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

### IV 法人が必要と認める事項

特になし。